

平成27年度 税制改正大綱

(中小企業・小規模事業者関係)

政府は、1月14日、平成27年度税制大綱を閣議決定した。

本改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点をおいた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置を講ずる。地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置を講ずる。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期の変更等のための税制上の措置を講ずる。BEP Sプロジェクト等の国際的取組を踏まえ、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置その他所要の税制上の措置を講ずる、としている。

※詳細は、中小企業庁ホームページの「財務サポート」▽「税制」に掲載されています。

【法人税】

中小企業等に係る軽減税率の維持等

○今後のローカルアベノミクスの主役である、地域経済を支える中小企業等については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限を2年延長。

改正概要

- ・中小企業等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている。
- ・当該税率は、平成26年度末まで15%に軽減されており（租税特別措置）、平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

【平成27年度】

対象	法人税法における税率（本則）		租税特別措置法における軽減税率
中小企業等 (資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	年800万円超の所得金額	23.9%	—
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.9%	—

○平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税は導入しない。

中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

○相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が取引先の倒産により更に弱体化することや組合員や債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止することによって、組合の健全な発展と組合員の利益の保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例（貸倒引当金繰入限度額の12%割増措置）について、平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

貸倒引当金の活用事例

【A生コンクリート組合】

○組合概要

事業内容：生コンクリートの共同受注 出資金額：1,500万円

○事案の概要

取引先の倒産により、貸倒損失が発生。貸倒引当金を活用し、事業の停滞を回避。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

○平成29年4月に予定されている消費税率の再引上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置を、所要の見直しを行った上で、平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

研究開発税制の強化・重点化

○企業のオープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）を促進し、企業（大・中堅・中小・ベンチャー企業）・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業等の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充が実現。

所得拡大促進税制の拡充

○平成29年4月の消費税率の再引上げに向けて、経済の好循環を定着させていくため、平成25年度改正で創設された「所得拡大促進税制」の給与総額増加要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。

課税ベース：受取配当益金不算入制度の縮減

○受取配当益金不算入制度について、現行の持ち株比率の基準を見直し、5%以下の場合は20%、1/3以下の場合は50%、それぞれ益金不算入となる。

○一方、1/3以下の株式からの配当についての負債利子控除を廃止することで、企業の負担を軽減。

【贈与税、相続税】

事業承継税制の拡充

○経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置等の検討

○個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置については、既存の特例措置のあり方を含め総合的に検討する。

【登録免許税】

信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長

○有担保保証に係る中小企業等の利用負担を軽減するため、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、平成28年度末まで、適用期限を2年延長する。

【消費税】

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（商店街・ショッピングセンター等）

○訪日外国人による日本での買物の消費額は増加傾向にあり、平成26年に消費税免税対象物品を消耗品（化粧品類等）も含めた全品目に拡大するといった環境整備が進む中で、その需要を取り込むため、商店街等において、各免税店が第三者に免税手続を委託（ワンストップ化）することを可能とすることにより、各店舗での手続負担を大幅に軽減。

○これにより、外国人对応について、語学力等の不安がある地方の中小企業等も含め、免税店の拡大が見込まれる。

消費税の軽減税率制度

○関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

【その他】

小規模企業共済制度の見直し（共済事由の引上げ等）

地方分権に伴う税制措置の事務手続体制の見直し

特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長